

2007(平成19年)

6.1

広報

はむら



職場体験学習を
行いました



CONTENTS

■男女共同参画社会 やってみよう！自分で できる身近な取り組み	1
■6月は環境月間です	1
■平成19年度住民税が大きく変わります	3
■お知らせ	5
■子どものページ	20
■テレビはむら	20
■健康ガイド	21
■6月の相談日ほか	22

羽村第二中学校2年生の全生徒が、5月21日(月)から25日(金)まで、市内の事業所などで職場体験学習を行いました。

生徒たちは、初めての経験に戸惑いながらも、「働くこと」の大変さや楽しさを学んでいるようでした。

やってみよう！ 自分でできる身近な取り組み

6月16日(土)

男女共同参画のまちづくり推進事業を行います

市では、国の男女共同参画週間に先立ち、市民の皆さんに「羽村市男女共同参画推進条例」に対する理解を深め、男女共同参画の取り組みの輪を広げるため、4月1日に施行した「羽村市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女共同参画のまちづくり推進事業」を行います。男女一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現のために、一緒に考えてみませんか。

日時 6月16日(土)午後1時30分～4時

会場 ゆとろぎ地下1階レセプションホール

第1部 基調講演

テーマ 「私たちが創る・いきいき羽村」羽村市男女共同参画推進条例ができました！」

講師 上野いく子さん(羽村市男女共同参画推進会議会長)

第2部 ワークショップ※参加型の研修会・講習会

テーマ 「あなたが主役！男女共同参画社会」

第3部 まとめと質疑

※直接会場へお越しください。

※手話通訳あり。

※保育あり(対象：1歳6か月以上の未就学児、定員：5人)。事前予約が必要です。

■男女共同参画週間とは

男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指して男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に制定されました。

国では、この基本法の目的や理念に対する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日からの1週間を、男女共同参画週間とし、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを推進しています。

ともに生きよう！
男も、女も

問合せ 企画課企画担当

「はじめましょう。地球にやさしい新生活」

6月は環境月間です



地球温暖化の原因の一つである温室効果ガスは、私たちの日常生活から発生しています。温室効果ガスの排出量を削減するためには、私たち一人ひとりが省エネ・省資源を進めていかなければなりません。家の中や外で、地球温暖化防止のために私たちができることを考え、実践していきましょう。

今、私たちができることってなんだろう？

■家の中 居間では

▼暖房は20度、冷房は28度を目安に設定する。

▼白熱灯から電球型蛍光灯に変える。

▼テレビやエアコンを長時間使用しないときはコンセントを抜く。

■家の中 台所では

▼冷蔵庫には物を詰めすぎず、扉の開閉は効率的に行う。

▼電気ポットやジャーを長時間使用しないときは、保温を止めプラグを抜く。

▼食器を洗う時のお湯の温度はできるだけ低くする。

■家の中 浴室、トイレでは

▼洗濯は風呂の残り湯を使い、まとめて洗う。

▼お風呂は、間隔を空けずに入る。

▼暖房便座は、ふたを閉め温度調節をこまめにする。

■家の外 車に乗るときは

▼不要なアイドリングはしない。

▼急加速、急発進はしない。

▼タイヤの空気圧を適正に保つ。

■家の外 買い物をするときは

▼レジ袋を減らすため、買い物袋を持参する。

▼必要なものを必要な量だけ購入する。

▼エコマーク、グリーンマークのついた商品を率先して購入する。

男女共同参画社会の 実現に向けて

「日本女性会議2007ひろしま」の参加者に
補助金を支給します

男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな課題の解決を目指す日本女性会議。今年度は広島県広島市で行われます。市では、この会議に参加する方の参加費用の一部を補助します。

日本女性会議

▼日程 10月19日(金)・20日(土)

▼会場 広島国際会議場 ほか

※参加を希望する方は6月1日(金)から7月31日(火)までに各自で直接申し込み、参加決定を受けてください。申込みは先着順です(参加予定者数3500人)。

※詳しくは、企画課にある案内および申込書、または日本女性会議2007ひろしまホームページ(<http://www.hiroshima2007.info/>)をご覧ください。

▼問合せ 日本女性会議2007ひろしま実行委員会事務局 ☎082-242-5646

あなたが抱える悩み、一緒に考えます！女性悩みごと相談

自分の生き方に関すること、夫や恋人(パートナー)との関係や離婚・DV(ドメスティック・バイオレンス)などの問題、子ども・親など家族との関係、職場での人間関係やセクシャル・ハラスメントなど、女性が抱える悩みに専門の女性カウンセラーが相談をお受けします。

【羽村市】(羽村市役所福祉事務所相談室)

相談日時 第1・3・5水曜日

午後1時30分～4時30分

申込み 羽村市広報広聴課市民相談係

※女性悩みごと相談は、福生市と共同で行っています。羽村市の方が福生市で相談することもできます。

補助金申請

▼補助内容 交通費・宿泊費・参加負担金の一部

▼補助対象人数 3人

▼応募資格 次の要件を満たす市内在住の方

▽平成19年10月19日現在、20歳以上の方

▽「日本女性会議2007ひろしま」の参加決定を受けた方

▽積極的な研修意欲があり、参加後、この事業で得られた経験を生かし、男女共同参画社会の実現および推進に協力できる方

▼応募方法 8月31日(金)までに参加決定通知書と印鑑を持って企画課へ

※応募者が対象人数を超えた場合は、過去に補助対象となつた方以外を優先し抽選。

【福生市】(福生市役所1階相談室)

相談日時 第2・4水曜日

午前9時～午後0時50分

申込み 福生市秘書広報課広報広聴係

☎551-1511

定員 3人(先着順)

※予約が必要です。予約は相談日の1か月前から受付。相談は無料。秘密は厳守します。

この他にも環境のためにできることは数多くあります。まずは、身近な、そして、気づいたところから実行してみましよう。

■地球温暖化防止のための国際的な取り決めである京都議定書が発効され、日本は、温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年に比較して6%削減することが義務付けられています。

エコチャレンジ「環境ファミリー」を募集しています

家庭での省エネ・省資源を市民の方が自分でチェックし、市が「環境ファミリー」として認定しています。この「環境ファミリー」を募集しています。ぜひご家庭で参加してください。

平成17年度羽村市環境報告書を発行しました

平成17年度の羽村市の環境行政の概要をまとめた羽村市環境報告書を発行しました。報告書は環境保全課・市政情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページでも公開しています。ぜひご覧ください。

問合せ 環境保全課環境保全係

市内でホタルが見られます！ — ホタル観察会 —

市では、阿蘇神社下流のホタル養殖地で、羽村市研究会にホタルの飼育をお願いしています。毎年6月下旬のピーク時には100匹以上のホタルの乱舞が見られます。

羽村市研究会の方が解説を行いながら、ホタル観察会を行います。水辺を飛び交うホタルの幻想的な光をお楽しみください。

日時 6月23日(土)午後7時～

集合 いこいの里玄関前

※駐車場はありません。

※ホタルの採取はできません。

問合せ 環境保全課緑係

美しい環境でこそ舞う
美しいホタルを見よう

2 定率減税が廃止されます

定率減税は、経済状況の改善などを踏まえ、平成19年度から廃止されました（所得税は平成19年分から廃止）。定率減税の廃止により、これまで控除されていた分の税額が所得税・住民税ともに増加します。

■ 定率減税額

	平成17年度 (所得税は平成17年分)	平成18年度 (所得税は平成18年分)	平成19年度以降 (所得税は平成19年分以降)
住民税	所得割額の15%を控除 (4万円を限度)	所得割額の7.5%を控除 (2万円を限度)	廃止
所得税	定率減税前所得税額の20%を控除 (25万円を限度)	定率減税前所得税額の10%を控除 (12.5万円を限度)	廃止

3 高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置が段階的に廃止されます

65歳以上の方で所得が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されたことに伴い、平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で前年の所得が125万円以下の方は、住民税を平成18年度は2/3を減額、平成19年度は1/3を減額、平成20年度は減額なしという経過措置がとられています。

このように、平成19年度は前年に比べて減額される部分が半分になりますので、この分の税額が増えます。

■ 高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置

平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
税額の3分の2を減額 (税額の3分の1を課税)	税額の3分の1を減額 (税額の3分の2を課税)	減額なし (全額課税)

II 住民税・所得税の税額がこのように変わります

これらの改正を総合すると、多くの方が、所得税が減少し住民税が増加します。

給与所得の方は、平成19年1月以降、給与から源泉徴収される所得税が「住民税への税源移譲により減少」し、平成19年6月以降、給与から特別徴収される住民税が「所得税からの移譲分が増加」します（所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は税額が増加します）。

事業所得等の方は、平成19年6月からの住民税は「所得税からの税源移譲により増加」し、翌年の確定申告の際に所得税は「住民税への移譲分が減少」します（所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は税額が増加します）。

年金所得の方は、平成19年1月以降、年金から源泉徴収される所得税が「住民税への税源移譲により減少」し、平成19年6月からの住民税は「所得税からの移譲分が増加」します（所得税、住民税ともに定率減税廃止に係る分は税額が増加します）。

※高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置対象の方は、「経過措置による減額分」が少なくなる分の住民税が増加します。

■ 改正前後での税額の試算

給与所得者（単身者）

給与収入	改正前（単位：円）			改正後（単位：円）			負担増 （年額）
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
300万円	111,600	63,600	175,200	62,000	130,500	192,500	17,300円
500万円	232,200	154,700	386,900	160,500	264,500	425,000	38,100円
700万円	426,600	291,000	717,600	376,500	408,500	785,000	67,400円
1,000万円	869,400	537,000	1,406,400	868,500	654,500	1,523,000	116,600円

給与所得者（夫婦＋子ども2人）

給与収入	改正前（単位：円）			改正後（単位：円）			負担増 （年額）
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
300万円	0	12,300	12,300	0	13,000	13,000	700円
500万円	107,100	74,300	181,400	59,500	139,500	199,000	17,600円
700万円	236,700	185,300	422,000	165,500	297,500	463,000	41,000円
1,000万円	619,200	426,000	1,045,200	590,500	543,500	1,134,000	88,800円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※住民税には均等割を含みます。税源移譲前の所得税および住民税は、定率減税を差し引いた後の金額となっています。

※負担増は、定率減税の廃止によるものです。

※給与所得者（夫婦＋子ども2人）は、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。

年金所得者（65歳以上単身）

年金収入	改正前（単位：円）			改正後（単位：円）			負担増 （年額）
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
150万円	0	0	0	0	0	0	0円
250万円	73,170	43,700	116,870	40,600	87,700	128,300	11,430円
300万円	115,020	65,300	180,320	63,900	134,200	198,100	17,780円
400万円	184,050	105,200	289,250	107,000	211,000	318,000	28,750円

年金所得者（65歳以上、夫婦2人）

年金収入	改正前（単位：円）			改正後（単位：円）			負担増 （年額）
	所得税	住民税	計	所得税	住民税	計	
200万円	0	0	0	0	0	0	0円
250万円	37,350	27,700	65,050	20,700	50,500	71,200	6,150円
300万円	79,200	49,300	128,500	44,000	97,000	141,000	12,500円
400万円	148,230	84,700	232,930	82,300	173,600	255,900	22,970円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。※配偶者は70歳未満としています。

※住民税には均等割を含みます。税源移譲前の所得税および住民税は、定率減税を差し引いた後の金額となっています。

※高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置を見込んでいます。

※負担増は、定率減税の廃止と高齢者非課税制度廃止に伴う経過措置の段階的廃止によるものです。

一定の所得控除のみでの計算ですので、税額はあくまで目安です。

これ以外の住民税額は、市ホームページ「税額試算コーナー」をご覧ください。